

第10号議案

中間市総合計画策定審議会条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

中間市長 松下 俊男

中間市総合計画策定審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、中間市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、中間市総合計画策定審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査及び審議を行うため、中間市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 市の基本構想の策定に関すること。
- (2) 市の基本計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者など市政に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画の諮問に係る審議が終了し、答申をもって満了とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。また、審議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開かれる審議会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和 31 年中間市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(53) 中間市総合計画策定審議会の委員

別表第 2 中

障害福祉計画策定委員会の委員		4,200 円	を
----------------	--	---------	---

障害福祉計画策定委員会の委員		4,200 円	に
中間市総合計画策定審議会の委員		4,200 円	

改める。